

進路だより『羅針盤』

郡山市立緑ヶ丘中学校
平成28年9月21日
第16号 文責：鈴木文昌

「まなべる基金（第6期）」応募手続きについて

公益財団法人東日本大震災復興支援財団の給付型奨学金「まなべる基金」の応募手続きの案内が届きましたのでお知らせいたします。別紙案内をご覧ください、応募される方は**9月26日（月）までに学級担任へ**申し出てください。（応募資格を満たしている方のみ書類をお渡しします。なお、書類提出の締切は10月6日といたします。）

＜応募資格＞ 以下の（１）～（５）の全ての項目を満たす生徒



（１）資格①：生年月日 平成9年4月以降に生まれ、平成29年4月1日時点で高校等に在籍していることが見込まれる生徒。

（２）資格②：東日本大震災発生時の居住地

東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県の小学校・中学校に在籍していた生徒で、かつ、その生徒の家庭で主に家計を支える方が岩手県・宮城県・福島県に居住していた。

（３）資格③：所得の合計基準

家計を同一にする家族の「平成28年度所得証明書（平成27年1月～12月）」の所得の合計が以下を下回る生徒。

家族の人数	所得の合計	家族の人数	所得の合計
2人	2,136,000円	6人	6,408,000円
3人	3,204,000円	7人	7,476,000円
4人	4,272,000円	8人	8,544,000円
5人	5,340,000円	9人	9,612,000円

（裏へ続きます→）

(4) 資格④：東日本大震災における被災状況

以下の事象の1つ以上に該当する生徒（複数該当する場合も可）

項目	内容
住居に関するもの	
① 持家解体後、住居再建または自己負担のある賃貸住居に入居した	主に家計を支える方が震災当時居住していた持家が、震災により流出または半壊以上の認定を受け、やむを得ず解体し居住ができないため、平成23年3月～28年9月までの間に以下のいずれかの状況にいたっている。 ①-a 住居を新たに購入した。 ①-b 家賃の自己負担がある賃貸住宅に入居した。
② 持家を自費で修繕した	主に家計を支える方の震災当時居住していた住居（持家に限る）が、震災により一部損壊以上の認定を受け、居住のため修繕が余儀なくされ、修繕に自己負担額として50万円以上かかった。かつ、現在もその住居に住み続けている。
避難(自主避難を含む)に伴うもの	
③ 原発の影響で避難し、二重生活をしている	福島第一原発事故の影響により、平成23年3月～25年3月までの期間中に避難し、平成28年9月現在も、家計を同一にする家族が2拠点以上で生活を送っており、以下のいずれかの状況にいたっている。 ③-a 避難先で住居費がかかっている。 ③-b 家賃の自己負担がない住宅に入居している。
④ 原発の影響で避難し、転居先で住居費が発生している	福島第一原発事故の影響により、平成23年3月～25年3月までの期間中に家計を同一にする家族全員で避難し、平成28年9月現在も避難を継続し、以下のいずれかの状況にいたっている。 ④-a 避難先で住宅を新たに購入した。 ④-b 家賃の自己負担がある賃貸住宅に入居している。

項目	内容
就業に関するもの	
⑤ 自営業の機器を再購入した	主に家計を支える方が震災前に営んでいた自営業（専業の漁業・農業含む）の機器類が流出などにより利用できなくなり、再購入が余儀なくされ、自己負担金額の総額が50万円以上かかった。
⑥ 減収した	以下の理由のいずれかにより、主に家計を支える方の世帯収入が震災前と比較して減少した。 ⑥-a 震災前に雇用されていた会社が被災し、廃業となったため転職。その結果、給与が減収した。 ⑥-b 福島第一原発事故の影響による避難で転居したことで転職を余儀なくされ、その結果減収した。 ⑥-c 震災前営んでいた自営業が震災の影響により廃業となり、転職を余儀なくされ、その結果減収した。 ⑥-d 震災後、震災の影響により、家計を同一にする家族のうち就業していた（いる）家族が精神疾患を発症し、その結果減収した。

(5) 資格⑤：他の奨学金との重複受給がないこと。

複数の給付型奨学金の重複受給はできません。また、貸与型奨学金でも高校卒業で返還免除となる実質給付型奨学金を受給している場合も、重複受給はできません。

学べるしあわせをみんなに。

高校生対象給付型奨学金

「まなべる基金」

第6期受付中

(2017年度給付開始)

義務教育を終えて迎える高校生活は、いわば社会への第一歩。
長い人生の中で、もっとも様々な知識を得られるときであり、
かけがえのない仲間に出会えるときでもあります。

だから今、“学べる”という時間の尊さを感じて、あきらめないでほしい。
そんな想いを込めて、

東日本大震災復興支援財団は、「まなべる基金」を設立しました。

まなべる基金は、困難な状況の中でも、
学ぶことをあきらめない高校生を支援するための奨学金制度です。

自宅を再建して
家計の負担が増えた

震災で仕事を失い
転職したものの
収入が減ってしまった

自営業の再開のため
機器の購入を余儀なくされた

…など

応募の流れ



1 応募書類を
学校から
受け取る



2 応募資格の
有無を
確認する



3 応募に必要な
書類を
準備する



4 学校経由で
必要書類を
提出

まなべる基金(第6期) 制度概要

奨学金の対象者	東日本大震災で被災し、平成29年4月1日時点で高校に在籍している生徒 ※詳しい応募資格は募集要項をご覧ください。		応募締切	各校で定められた提出日 ※在籍校にお問い合わせください。
募集人数	120名程度		応募方法	応募に必要な書類(願書・公的書類など)を準備し、在籍校経由で当財団に提出してください。 ※応募書類は在籍校の担任の先生、または奨学金担当の先生より受け取ってください。
奨学金の種類	給付型奨学金 ※返還不要です。		奨学生の決定	平成29年1月下旬(予定)に、在籍校宛に郵送で通知します。
奨学金の金額	3年制の高校	年間160,000円	選考	応募書類の記載をもとに、選考委員会にて総合的に判断します。
	4年制の高校	年間120,000円		
給付対象期間	3年制の高校	最長3年間		
	4年制の高校	最長4年間		
	奨学金の給付対象期間は、各高校の卒業までに要する最短就業年限が終了する月までとします。			

応募資格の概要

以下の全ての項目を満たす方は「まなべる基金(第6期)」の応募資格がある可能性があります。募集要項をご覧ください。応募資格の有無をご確認ください。

- ☒ 平成9年4月以降に生まれた
- ☒ 平成29年4月1日時点で高校生であることが見込まれる
- ☒ 東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県の小学校または中学校に在籍していた
- ☒ 東日本大震災により家計に経済的な負担が発生し、現在もその影響により経済的に困窮している

以下のような方は是非一度募集要項をご覧ください

- ・震災当時の持家が震災により居住できなくなり、自宅を再建した
- ・震災当時の持家が震災により修繕が必要になり、修繕を行った
- ・福島第一原発事故の影響で避難し、二重生活を送っている
- ・福島第一原発事故の影響で避難し、住居費が発生している
- ・自営業再建のために費用がかかった
- ・震災の影響により減収した

- ☒ 他の給付型奨学金(実質給付型の貸与型奨学金含む)を受給していない

お問い合わせ

応募資格や応募方法など、ご不明な点がございましたらお気軽にお電話ください。

公益財団法人 東日本大震災復興支援財団「まなべる基金」事務局

TEL: 0120-935-459 / 0120-957-802 (平日12:00~17:00)

Email: manaberukikin@minnade-ganbaro.jp

〒105-7313 東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング13階

詳細はホームページをご覧ください。

まなべる基金

検索

または



<http://minnade-ganbaro.jp/manaberukikin>